

函館地方，家庭裁判所委員会（第4回）議事概要

（函館地方，家庭裁判所委員会事務局）

1 日時

平成17年2月18日（金）午後3時00分～午後5時00分

2 場所

函館地方，家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

（地裁委員）國谷大輔，今千尋，積山薫，藤田信（兼務），松谷博子，森越清彦，竹中理比古（兼務），矢村宏（兼務），柵木澄子

（家裁委員）遠藤純代，岡崎圭子，小山内武弘，近藤弘子，高田和彦，藤田信（兼務），前田健三，竹中理比古（兼務），矢村宏（兼務），伊藤聡

（事務局）後藤隆博地裁事務局長，大野方己家裁事務局長，本間良行民事首席書記官，穴戸健次刑事首席書記官，山口美智子首席家裁調査官，奥野雅道地裁事務局次長，半藤政一家裁事務局次長，城崎正和地裁総務課長，佐々木順家裁総務課長，盛岡幸雄地裁総務課課長補佐

4 議題

「裁判員制度」について

5 資料

配布資料 「第3回地・家裁委員会（合同）において委員から提出された裁判員制度に関する意見等に対する説明資料」

6 議事

開会宣言（地裁総務課長）

矢村委員あいさつ

委員長の選出

【矢村委員】委員長である前任の大和委員長が退任されたので，委員長の選出をする必要があるが，大和委員長に引き続き，私が委員長となることでよろしいか。

（異議なく承認）

異議がなかったので，私が委員長を勤めさせていただくこととする。

意見交換会

【委員長】それでは，意見交換に入りたい。昨年の第3回合同委員会でのテーマであった裁判員制度について，委員の皆様から質問や意見等が出されていたが，これらについて裁判所の伊藤委員から説明させていただく。

（伊藤委員が，配付資料の「第3回地・家裁委員会（合同）において委員から提出された

裁判員制度に関する意見等に対する説明資料」に基づき、説明を行った。))

【委員長】ただ今の説明につき、検察庁、弁護士会として、何か補足して説明することはないか。

○ただ今の説明と同じ認識を持っており、特段、補足することはない。

○補足することはない。

【委員長】他の委員で、更に、質問や意見等はないか。

○地方公共団体の議会の議員については、その会期中は、裁判員を辞退できるが、地方公共団体の長は、辞退できないのか。

【委員長】裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「法」という。）の15条第1項17号で「都道府県知事及び市町村の長」は、裁判員の職務に就くことができない就職禁止事由になっており、そもそも裁判員になることができない。

○辞退事由になっている「著しい損害が生じるおそれ」とは、具体的にはどのようなことをいうのか。

【委員長】個々の事由については、それぞれの裁判体で判断することになるので、一概に具体例を挙げることはできないが、イタリアの例によると、かなり緩やかに辞退を認めているようである。我が国においては、今後のこの制度の定着の度合いにもよるのではないかと思う。

○裁判員制度は、第一審だけか。控訴審への適用もあるのか。

【委員長】裁判員制度は、第一審だけである。

○裁判員による裁判には、補充裁判員を置くことができるようだが、常に置くものなのか。

○個人的な考えだが、裁判が少し長くなるような場合には、補充裁判員を置くのではないかと思う。裁判員が欠けた場合、裁判を行うことができないので、新たに選任しなくてはならない。この場合、新しい裁判員に、これまでの裁判の内容を説明しなくてはならず、これを公判手続の更新と言っているが、無用な混乱を避けるためにも、補充裁判員を置く必要があると思う。

○裁判員が一人でも欠けると裁判ができないことは分かった。例えば、裁判期日が続くような場合、第1回の公判は裁判員として職務を行ったが、とても自分にはできる職務ではないと判断して、第2回の公判に出席しなかったような場合、何か罰則のようなことはあるのか。

○法83条で、裁判員が「正当な理由がなく、公判期日に出頭しないとき」は、10万円以下の過料となる。しかし、これは行政処分の一つであるから、刑罰ではない。

○裁判員制度導入の経緯はどのようなものだったのか。

【委員長】司法制度改革審議会の意見書にもあるとおり、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、自主的に関与する制度の新設にある。

○我が国では、行政や立法については、選挙等により、国民が関与できる制度があるが、裁判については、国民が関与できるものがなかった。裁判員制度は、国民の司法参加の一環である。国民の司法参加については、刑事事件も重要だが、個人的には、行政事件や民事事件に、もっと参加すべきだと思う。職業裁判官による裁判では、中には、国民の常識に反するような判断がなされる場合もある。国民の多様な意見を基に一つの判断をしてい

くのは大変重要なことである。裁判員による裁判について、私は、裁判官が事実認定に秀でて一般市民は劣っているとは思っていないが、量刑については、一般市民は、裁判官とは異なり、犯罪の被害者になる可能性が高いことから、被害感情に流されやすく、厳しい量刑になるかもしれない。

【委員長】裁判員制度は、自分たちのための制度であるという認識を持ち、決して与えられたものではなく、権利なのだということに変えていく必要がある。

○確かに権利の側面もあるが、やはり裁判員に選ばれた人にとっては、義務でしかないのではないか。制度の権利性は、抽象的なものであり、納得してもらうことはできないと思われる。むしろ義務を強調しても良いのではないか。裁判員には、場合によっては、被告人側による仕返しや贈賄等のアプローチがあるかもしれない。しかし、このようなことに負けないで、裁判員という重要な役割を引き受ける人々が、社会のコミュニティの中には必要である。この面からも、裁判員制度は、引き受ける人の義務だと思う。

【委員長】裁判所から法曹関係委員を除く委員の皆様には「裁判員模擬裁判ビデオ」を送付させていただき、NHKでも裁判員制度を取り上げた番組が放送された。また、実際の刑事裁判を傍聴された委員もいるので、これらを通して何か感想はあるか。

○NHKの放送は、ドラマ仕立てで大変見やすいと思った。裁判所のビデオは、使われている言葉が難しいことと証拠資料が膨大であると思った。テレビで紹介していたイタリアの例では、それほど多くはなかったのではないかと思う。裁判員制度は、素人にとっては、言葉は難しいし、たくさんある証拠資料も読まなくてはならないので、大変な職務になるのではないか。ただ、パワーポイントの利用等は、とても分かりやすく見やすいものになると思う。裁判員制度の導入により、長い裁判は、より短くなるのではないか。

【委員長】裁判員による裁判の審理には、プロジェクターや人体模型等を利用して、裁判員が書類をあまり読まなくても済むような形で検討されている。

○「未必の故意」、「甲号証・乙号証」等の法律用語が理解できなかった。裁判員に分かりやすい言葉や書類にするのは、審理に時間もかかり大変なのではないかと感じている。裁判員の選任手続もあったが、このような手続にでも、裁判官が高いところにいるのはどうかと思う。実際の刑事裁判も傍聴させていただいたが、やはり使われている法律用語は理解できなかった。また、被告人の人生に、自分の人生を重ねてしまうことがあった。裁判員制度は、実際の刑事裁判がどのように行われているのかを知らないと感じないのではないか。

【委員長】被告人の人生と自分の人生を重ねて考えることには問題はないと思う。

○最近の子供たちというか若者には、集中力のないことが多いと感じている。また、遊びもテレビゲームが中心で、AかBかの選択で、自分たちで主体的に考えることに乏しいのではないか。このような子供たちが大人になって、忍耐力と思考力が要求される裁判員制度に、果たして耐えられるものだろうか。裁判員制度は、現在の国民の気質には合っていないのかもしれない。活字文化の中で育った我々の年代では大丈夫かもしれないが、今の若年層で対応できるものなのかは疑問がある。しかし、制度としては出来上がってしまったので、ビデオにもあったように、パワーポイントの利用等、裁判員に飽きさせないような工夫が必要である。

○明日の社会を担う子供たちに集中力が欠けていると感じている。実際の刑事裁判も傍聴

したが、被告人が全面的に認めていたせいか、犯罪に至る背景事情がよく分からなかった。裁判員制度では、事件の背景事情もみんな考えてあげることが必要だと思う。

○法律に携わる人には、裁判員制度のメリットが分かっているのだろうが、逆に心配なことはないのか。

○裁判員制度は、国民の民意を反映させることにあるが、感情に流されて量刑が職業裁判官によるものよりも重くならないだろうかという危惧は持っている。

○裁判員が、テレビや新聞報道から得たマスコミ情報と実際の証拠とを切り離して判断できるのかと思うこともある。また、実際の裁判は、予想外のことが多々起きるので、例えば、急に、証拠を集めなくてはならない場合、検察庁には強力な捜査能力があり、すぐにできるのかもしれないが、弁護士の証拠収集能力は極めて低く、時間がかかる場合もある。したがって、早く裁判を行うことが、本当に被告人の防御権を守ることにつながるのかという問題もある。一般に弁護士は、刑事事件だけを担当しているわけではなく、様々な事件を担当しているので、著名事件等、証拠資料が膨大で、しかも連続して短期間に審理を行うような裁判の場合、とても負担が大きいので、刑事担当弁護士等のように特定の弁護士しか担当できなくなることも考えられる。

【委員長】確かに危惧すべき事項もあるが、制度として成立したので、我々法曹関係者は、今後、危惧された事項が小さくなるように努力していかなければならない。先程の危惧される意見の中で、私は、一般人でも、我々と同様に、マスコミの情報と証拠とは区別可能と思っている。

○今後、裁判員になりうる中学生や高校生を対象に裁判員裁判の模擬裁判を実施する予定はあるのか。

【委員長】現時点で、学生や一般の方を対象にした模擬裁判を実施する予定はないが、近々、法曹三者を対象に模擬裁判を行う予定である。いずれ学生や生徒、一般の人を対象に模擬裁判を実施する。

○重大な事件を短期間で審理しなければならず、法曹の苦労は大変なものだと思う。私が、裁判員制度に違和感を感じているのは、このような制度は、西洋的な民主主義では一般的なことなのかもしれないが、アジアにおいては、そのベースがないからではないかと思う。国民からは、最初は、敬遠されるかもしれないが、国民の知的好奇心を高めていけば、年々定着していくのではないかと。最高裁のビデオを見たが、真面目すぎる気がする。

○大岡裁きのようなことがあっても良いような気がする。

○書面による広報には限界がある。大学の講義で学生に模擬裁判を行わせているが、学生からは好評である。若年層に、このような模擬裁判を体験させることが必要だと思う。

○模擬裁判を教育の現場で取り上げることについては同意する。しかし、今、学校に求められているものには膨大なものがあり、教員の準備等が非常に大変で、対応しかねるところもある。職場体験学習等の選択メニューとして、取り上げてはいる。

○私の担当している学生にも刑事裁判を傍聴させたが、学校教育の中で、司法制度等を取り上げた時に傍聴させるのが良いと思う。

○裁判員制度は、いろいろな可能性を秘めている。制度が、面白くなければ、国民には理解してもらえないと思う。現在の裁判は、精密すぎる場所がある。

○対象事件は、国民に感心のあるような事件を選んだのだと思うが、今後、対象事件は変

えることができるのか。

【委員長】どのように変えていくのかは、正に国民の意思によるものだと思う。

○裁判員制度は、もっと報道等で取り上げた方が良いと思う。

○先ほど、活字文化の話が出ていたが、数年前の調査では、日本国民の国語の読解力は、世界第14位であり、フィンランドも同様であった。しかし、その後、フィンランドでは、読解力が向上しており、私は、憂う必要はないと思う。現代社会は複雑化しており、裁判官だけで、すべてを判断するのは、困難な点もあると思う。国民の意見を参考にして判断していくという、今回の裁判員制度は、国民に、他人の人生にも責任を持って物事を考えさせる一つのきっかけになると思われる。

【委員長】一通り意見等を伺ったが、「裁判員制度」に関するテーマについては、引き続き取り上げた方がよろしいか。

○現時点での疑問等については、回答してきた。貴重な意見も伺ったが、現時点で対応できることは限られている。このテーマについては、今後、新しい方向性が示された段階で、再度取り上げることで足りるのではないか。

○施設の面で、例えば、法壇の高さ等、検討する余地はあるのではないか。今の法壇に、9人が並ぶことを考えると、威圧感が強すぎると思うが、これらは今後の検討で構わない。

【委員長】「裁判員制度」に関するテーマの検討については、今回で終了させていただくこととする。次回は家裁委員会を単独開催し、次々回に、地家裁の合同委員会を開催したい。家裁委員会のテーマについて、家裁委員で何か考え、希望はあるか。

(意見なし)

意見等がないので、裁判所側からの提案として、最近の家裁関係の法改正を説明後、成年後見事件や児童虐待事件、複雑深刻化する少年事件への対応等を中心に、家庭裁判所に対する多様化する国民のニーズや社会の期待という面からの率直な意見を伺いたいと考えている。各委員からも、テーマ等について、意見があれば事務局まで提出していただきたい。期日については、次回の家裁委員会を6月10日の金曜日に、次々回の地家裁合同委員会を11月11日の金曜日に、それぞれ午後3時から午後5時まで、この会議室で行うことにしたいと思うが、よろしいか。

(意見なし)

では、今述べた期日で、それぞれ委員会を開催する。以上で、本日の予定はすべて終了した。

閉会宣言(地裁総務課長)

(配布資料)

第3回地・家裁委員会(合同)において委員から提出された裁判員
制度に関する意見等に対する説明資料

Q 1 陪審制度と参審制度の違いはどこにあるのですか。

A 陪審制度は、一言で言えば、国民から無作為に選ばれた陪審員に対して、有罪、無罪という事実認定の権限を全て委ねる制度です。裁判官の役割は、訴訟の進行、すなわち訴訟指揮を担当するだけであって、陪審による評議に関与することはできなく、また、有罪、無罪の結論について口を挟む余地はないという制度です。

一方、参審制度は、諸外国の例を見ても様々な形態がありますが、一言で言えば、国民から選ばれた参審員が裁判官とともに一つの裁判体を構成して、協働して裁判をするという制度です。

Q 2 日本の裁判員制度は、この両者の長所を取り入れた制度なのですか。

A 一般国民が司法に参加する制度として、アメリカやイギリスでとられている「陪審員制度」やヨーロッパの一部の国などで採られている「参審制度」がありますが、「裁判員制度」は、これらと違う特徴を持っています。「陪審員制度」では、有罪が無罪を一般国民から選ばれた陪審員だけで決めて、有罪となれば裁判官が量刑を決めることとなります。これに対して、「裁判員制度」では、有罪無罪と量刑を、一般国民から選ばれた裁判員が裁判官と一緒に議論しながら結論を出すこととなります。「参審制度」も、一般国民が裁判官と一緒に有罪無罪と量刑を決めるので、裁判員制度と似ています。しかし、参審員は各種団体の推薦等により選ばれたり、任期制であることが多いのに対して、裁判員は無作為に選ばれ、事件ごとに選ばれるという違いがあります。また、裁判員制度では、法令の解釈と訴訟手続に関する判断は、裁判官だけで判断されることになっている点でも通常の参審制度と違うことができます。このように、裁判員制度は、陪審員制度や参審制度と似ているところもありますが、我が国独自の制度ということが出来ます。

Q 3 裁判員に選任された場合、裁判員として時間を拘束されるのはいつまでですか。

A 裁判員裁判の具体的な審理日数については、個々の事件の審理内容等により異なりますので、現段階では、一概に申し上げることはできませんが、多くは数日から1週間程度で終わるのではないかと見込まれます。裁判所としては、検察官や弁護人の協力も得て、国民のみなさんの負担をできる限り軽くするような運用を検討していきたいと思えます。

また、時間的に何時に裁判所に来ていただき、何時まで裁判員として職務を行ってお帰りいただくかは、その日に行う審理内容等を考慮して、裁判長が判断することとなります。

なお、裁判員候補者の方につきましては、裁判員の選任手続の詳細は、現在検討中であるため、現時点では、どれくらいの時間、裁判所にいていただくことになるかを申し上げることはできませんが、できるだけ負担が少なくなるような工夫をしたいと考えています。

Q 4 自分が働かなければ会社が危機的な状況になるなど、仕事が忙しいといった場合、辞退することはできるのですか。

A 辞退理由につきましては、前回（平成16年11月12日開催）の委員会に際しまして配付しました資料4-2「裁判員の資格に関する事項」に記載されています。裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条では、裁判員になることを辞退できる人は、次のような人とされています。

70歳以上の人

地方公共団体の議会の議員（会期中に限る。）

学生又は生徒

過去5年以内に裁判員、検察審査員等をした人

過去1年以内に裁判員候補者として「裁判員等選任手続」に出頭した人

重い病気やケガにより出頭が困難と裁判所が認めた人

介護又は養育が必要な同居の親族がいるため出頭が困難と裁判所が認めた人

自分が処理しなければ仕事上、著しい損害が生じるおそれがあるため、出頭が困難と裁判所が認めた人

父母の葬儀への出席など社会生活上の重要な用務であって他の期日に行うことができないものであることから、出頭が困難と裁判所が認めた人

その他、やむを得ない事情があり、出頭困難と裁判所が認める人は辞退が認められます。今後、この具体的な内容については、政令で定められる予定です。

なお、裁判所への出頭につきましては、事前に呼出しを取り消されない限り、出頭義務があります。呼出しを取り消してもらうためには、辞退の申立てを行い、裁判所がこれを認める必要があります。法は、「その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがある」ため出頭すること又は裁判員としての仕事をするのが困難と裁判所が認める者は、裁判員を辞退することが認められると規定しており（16条7号八）、ご指摘のような事情がある場合に辞退が認められ、呼出しを取り消されるかどうかは、個々の事情に即して、裁判所（裁判官）が判断することになります。

Q 5 事件の審理が複数回に及ぶような場合、都合の悪い裁判員は、その審理の時だけ、裁判員を交替することは可能ですか。

A 事情にもよりますが、1人でも裁判員が抜けてしまうと裁判を進めることはできなくなってしまいますので、原則として公判の途中で抜けることはできません。

Q 6 裁判員は、非法律家であるから、中には、常識では理解に苦しむような判断をする

人もいるかもしれない。その人が、的確な判断ができるかどうかは、少し様子を見てからではないと、分からないのではないですか。

A 裁判員候補者の中には、適格性に問題のある方もいるかもしれません。しかし、選任手続において、裁判長や裁判官、検察官、弁護人は、裁判員候補者に対して質問することができます（法34条1項、2項）し、検察官及び弁護人は、理由を示さないで不選任の請求をすることができます（法36条）ので、裁判員としての不適格者のスクリーニングはできるのではないかと思います。また、法18条では、不公平な裁判をするおそれがあると裁判所が認めた人は、当該事件について裁判員となることができないこととなっています。

Q 7 心身に支障があるような人が裁判員に選任される可能性は、否定できないと思われるが、この場合の対策はあるのですか。

A 法14条3号では、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある場合は、裁判員になれないことになっています。具体的にどのような場合に裁判員になれないかは、個々の事件ごとに、心身の障害の内容・程度、事案の内容等に照らして、裁判員の職務の遂行に著しい支障があるか否かによって決められます。

Q 8 裁判員は、人によっては、複数回当たる場合があるのですか。

A 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条の4号では、過去5年以内に裁判員又は補充員に選任された人は、辞退の申立をすることができることになっています。

Q 9 一般市民が重大な刑事事件の審理に参加して、身体の安全を図ることができるのですか。道南地方のような狭い地域社会では、裁判員の顔がすぐ分かってしまい、場合によってはお礼参りなどの報復があるのではないかと心配です。

A 裁判員の身体の安全については、評議や評決について個々の裁判員がどのような意見を述べたかなどは明らかにならない仕組みがあるほか、裁判員の住所など個人情報に公にならない仕組みになっています。また、裁判員らに危害が加えられるおそれのある事件については、裁判員裁判から除外される場合もあります。

Q 10 開廷表を見ると、1時間毎に期日の指定がされていることもあるが、裁判員による裁判もこのように行うのですか。

A 裁判員の参加する裁判はの対象事件は、国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい「法定刑の重い重大犯罪」、例えば、殺人、強盗致死傷、危険運転致死、現住建造物等放火等となっており、審理もできる限り、毎日連続して行うことが予定されていますので、このような事件を1時間毎に指定することは予定していません。

Q 11 裁判官と裁判員の協働は、実際、どのように行われるのですか。

A 主として、裁判員は次のような仕事をするようになります。
公判に立ち会う。

裁判官と一緒に、刑事裁判の法廷（公判といいます。）に立ち会い、判決まで関与することになります。

公判は、できる限り連続して開くことを予定しています。公判では、証拠書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、裁長に告げて、証人等に質問することもできます。

評議、評決を行う。

すべての証拠を調べた後、今度は、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論（評議）し、判決の内容を決める（評決）ことになります。

評決は、多数決により行われます（ただし、裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上の賛成が必要）。有罪か無罪か、有罪の場合の刑に関する裁判員の意見は、裁判官と同じ重みを持ちます。

判決宣告に立ち会う。

判決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を告げる（宣告）ことになります。

裁判員としての役割は、判決の宣告により終了します。

Q12 判決については、裁判官が作成した判決案に意見を言うことになるのですか。

A 判決の内容（評決）は、裁判員が裁判官と一緒に議論（評議）して決めることになり、評決は多数決により行われます（ただし、裁判官、裁判員のそれぞれの1名以上の賛成が必要）。

Q13 裁判員の時間的な拘束については、判決を検討する時間も含まれるのですか。

A 裁判員の仕事として、判決の内容である評決を行うことが含まれますので、その意味では判決の内容を検討する時間もこれに含まれます。しかし、判決内容を正確に反映した判決書を作成するのは裁判官であるため、裁判書を作成する時間は含まれません。

Q14 裁判員の時間的な拘束については、具体的な数字を出さないと、どのくらいの負担になるのか分からないのですが。

A 裁判所としても充実した裁判を行い、国民の皆さんの負担を軽くするように努力していきますが、裁判所での裁判員としての仕事をやる時間については、担当していただく事件の種類や内容等によって異なり、今後の検討課題でもありますので、一概にはいえません。

Q15 裁判員となる方へ制度の説明をきめ細かく知らせるようなことを考えなくてはいいけないと思うのですが、どうですか。

A 御意見のとおりであります。これからは国民に対する「裁判員制度」の啓蒙・広報活動を通じて、国民の関心を呼び起こしていく必要があります。そのためには、テレビ、新聞等の広告媒体を介したり、裁判所ホームページ等のIT手段を活用したり、模擬裁判を実施するなど様々な形態で、総合的に、広範囲に、継続して裁判

員制度に関する広報を行うことが予定されています。

Q16 法廷などの裁判所の施設について、車椅子利用などの障害のある方への対応はどのように考えているのですか。

A 現在、ここ函館地方裁判所本庁での車椅子を利用されている方などの障害のある方への対策については、次のとおりとなっています。

庁舎内外の点字タイルの敷設、エレベーターボタン及び中央階段手摺りに点字シールの設置

身障者用スロープ（車椅子対応）、インターホーン設置

車椅子2台（大人用、子供用各1台）設置

身障者用トイレ（1、2、3、4階）設置

裁判員裁判で使用予定の合議法廷内に車椅子専用スペース（2台分）の確保

盲導犬帯同者に対する対応マニュアルの整備

手話通訳者の確保

なお、裁判員制度の実施に向けた施設環境の整備については、できるだけ裁判員になられる方等の負担を少なくするという観点から、引き続き検討していきます。

Q17 評決について、裁判員の個々の判断は公表しないとのことですが、全員一致の場合も公表しないのですか。

A 法70条1項では「構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数（以下、「評議の秘密」という。）については、これを漏らしてはならない。」となっていることから、公表はできないこととなります。

Q18 資料によると、国民の約70%が裁判員として参加したくないという結果が出ている。このような状況の中で、裁判員制度が本当に運営していけるものなのですか。

A 裁判員制度は、広く国民の皆さんに裁判に参加していただく制度です。この制度が導入されたことにより、法律の専門家ではない国民の皆さんの感覚が裁判の内容に反映され、それによって、司法に対する国民の理解や信頼が深まることが期待されています。このような制度の意義を理解していただくために、これまで以上に広報活動に取り組んでい必要があると考えています。

なお、最高裁判所のホームページでは、国民の皆さんに裁判員制度についての理解を深めていただくため、「裁判員制度コーナー」を設けており、ここでは裁判員制度の説明、裁判員制度についてQ&A、裁判員制度に関連する各種統計資料等が紹介されています。詳しくは、裁判所ホームページ（<http://www.courts.go.jp/>）をご覧ください。

Q19 今後の広報活動にもつながるが、制度を根付かせるために、函館地区においても、裁判員の模擬裁判を実施する予定はあるのですか。

A 広報活動の1つとしての模擬裁判は、裁判員制度を国民に理解していただく上では有効な手段と考えられます。現時点においては、第1段階として法曹三者による模擬裁判が予定されていますが、いずれ市民の方にも参加していただく模擬裁判も考えられるところです。

Q20 管内人口が減少し、裁判員の選定ができなくなるような場合や、同一地域からの選任では裁判員の身体の安全の確保に不安があるような場合、他の地域から裁判員を選任するようなことはできるのですか。

A 裁判員の皆さんの安全を確保するため、裁判員やその親族に電話をかけたなりなどして脅したりした人を処罰する規定が設けられています（法78条1項）し、また、裁判員の氏名・住所等個人を特定するような情報を公にしてはならないこととされています（法72条）。また、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいような例外的な場合には、対象事件から除外される場合があります（法3条）。

なお、法13条では、「裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、この節の定めるところにより、選任するものとする。」と規定され、これを受けて、法20条1項では「地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年9月1日までに、次に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。」とされていますので、裁判員は、当該地方裁判所の管轄区域内から選任されるということになります。

Q21 裁判員の6名は、国民の健全な社会常識の反映に寄与するとされているが、選任段階でスクリーニングされるとはいえ、市民の中には様々な考えを持っている人もいるので、健全な社会常識の反映には微妙な点もあると思うのですが、どうですか。

A 市民の中には様々な意見を持っている人がいることは、そのとおりだと考えていますが、裁判員制度では、裁判員の方からいろいろな意見を出してもらって、裁判官と一緒に皆で議論して、一番良い結論を出すことになっています。

Q22 裁判員の安全の確保には関心がある。裁判官は公務員で、2～3年で転勤となり、その地域を離れるので、相当程度安全が図られていると思うが、裁判員は、地元の間人であるから、その地域を離れることはできない。裁判員の身体の安全性について、手厚くしていかなければならないと思うのですが、どうですか。

A 裁判員になられる方の安全の確保については、Q20でも述べましたが、裁判員の名前や住所などは公にはなりませんし、評議の際にどの裁判員がどんな意見を述べたかも明らかにはされません。また、裁判員のみなさんの安全を確保するために、裁判員やその親族に対して、威迫行為をした者を処罰する規定が設けられています。

なお、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいような例外的な事件は、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判を行う場合があります。

Q23 自分としては、裁判員を引き受けるのに躊躇してしまう。それは、この制度を作った経緯が十分に説明されていないからではないかと思う。殺人などの重大事件に関わることに對し、自分にその資質があるか不安に思うというアンケートの結果には理解できる面があるのですが、どうですか。

A 自分に裁判員の資質があるのか、正しい判断をすることができるのかという不安をお持ちになることは十分に理解できる場所ですが、裁判員に必要な事項は、裁判官が分かりやすく丁寧に説明しますし、皆さんにも分かりやすい裁判が行われるよう検察官や弁護人も努力することになります。また、裁判員制度は、裁判員となられる方だけに判断してもらう制度ではなく、3人の裁判官と6人の裁判員が十分に話し合いながら、最終的な結論を出す制度ですので、心配はありません。

Q24 裁判員制度は、国民にとって、権利でもあり、義務でもあるということだが、義務を求める側面が強い気がする。場合によっては、死刑判決もあるわけであるから、人の人生に責任を持つという意識が大切である。今後、施行までの5年間に、問題点に柔軟に對応していくことが重要だと思うのですが、どうですか。

A 裁判員制度は、国民の積極的参加がなければ成り立たない制度です。この制度を円滑に発足させるためには、国民の方々に制度の目的、内容を良く理解していただき、積極的な参加意識を広く持っていただくことが不可欠ですので、広報活動の分野では、効果的な広報活動の進め方、国民の視点に立った情報提供の在り方等について検討していく必要があると考えています。

また、裁判員制度実施後も運用面での検討がなされていくことになると考えています。